

平成 3 1 年度 第 1 回

武蔵村山市総合教育会議 会議録

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

武蔵村山市

平成31年度第1回武蔵村山市総合教育会議

- 1 日 時 平成31年4月26日(金)
開会 午後 1時30分
閉会 午後 2時1分

- 2 場 所 武蔵村山市役所3階 301会議室

- 3 出席委員 藤野 勝 池谷 光二
杉原 栄子 比留間 雅和
潮 美和 大野 順布

- 4 説明のため出席した者の職氏名
教育部長 田代 篤 指導担当参事 勝山 朗
教育総務課長 井上 幸三

- 5 会議に出席した事務局の職員
企画財務部長 高尾 典之 企画政策課長 鈴木 義雄
企画政策課企画政策係長 栗原 秀和 企画政策係 主任 蔭山 勝士

議事日程

1 開 会

2 議 題

武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針（案）について

3 報 告

2019年ホストタウン交流事業について

4 閉 会

◎開会の辞

○高尾企画財務部長 おはようございます。

はじめに、本日の会議に際して、傍聴の申出はございませんので、御報告させていただきます。

それでは、市長、よろしくお願いいたします。

○藤野市長 それでは、ただいまより、平成31年度第1回総合教育会議を開催いたします。

本日は御多用の中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

早速ですが、会議次第に従いまして、会議を進めてまいります。

◎議題 武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針（案）について

○藤野市長 本日の議題につきましては、武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針（案）についてでございます。

なお、本日は、議題等説明員として、教育部長、指導担当参事及び教育総務課長が出席しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議題、武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針（案）について、説明をお願いいたします。

企画財務部長。

○高尾企画財務部長 それでは、武蔵村山市いじめ防止対策推進方針（案）につきまして、御説明申し上げます。

本年2月14日に開催いたしました平成30年度第2回総合教育会議にて、武蔵村山市いじめ防止対策推進条例（案）をお示しし、委員の皆様から御意見をいただきました。

その後、平成31年第1回定例会に議案として提出し、総務文教委員会に付託され、3月27日には条例案が可決され、28日付で公布されました。

本日は、武蔵村山市いじめ防止対策推進条例第9条に規定しております「いじめ防止対策推進基本方針」について、御意見等をいただきたいと考えております。

なお、基本方針（案）の概要につきましては、企画政策課長から説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木企画政策課長 はい、市長。

○藤野市長 はい、企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 はい。企画政策課長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

失礼ですが着座にて説明させていただきます。それでは、武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針（案）につきまして説明申し上げます。

基本方針の説明の前に、本年2月14日に開催の平成30年度第2回総合教育会議で御審議いただきました「武蔵村山市いじめ防止対策推進条例（案）」について、会議後の経過報告をさせていただきます。

総合教育会議でお示した条例案を基に文書情報課での法制執務等の審査で字句の軽微な修正がなされました。

その後、平成31年第1回定例会で議案として提出し、総務文教委員会に付託され、3月27日に条例案を可決していただき、翌日28日付で条例が公布されました。

それでは、資料1の1ページをお開きください。3月28日に公布されました「武蔵村山市いじめ防止対策推進条例」でございます。

3ページの第9条をお開きください。本日の議題となります「いじめ防止対策推進基本方針」でございます。

第9条第1項の規定のとおり、市は、いじめ防止等のための対策の基本的な考え方その他いじめの防止等のための対策の推進に必要な事項を「武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針」として定めることとなっております。

後程、教育委員会の基本方針と条例の基本方針（案）とを対比しながら、説明いたします。参考といたしまして、各委員会の設置規則につきましては、7ページ以降にまとめてございます。

資料1の7ページには第10条の「いじめ問題対策連絡協議会」の規則を、続きまして9ページには第11条の教育委員会の附属機関である「いじめ問題対策委員会」を、11ページには第12条の市長の附属機関である「いじめ問題調査委員会」の規則を参考として載せさせていただいておりますので、後程、御参照いただければと存じます。

なお、3規則とも、3月29日に公布され、4月1日に施行されております。

それでは、条例第9条第1項に基づく基本方針（案）について説明させていただきます。まず、資料2が「武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針（案）」となりますが、基本方針（案）の内容が、平成26年4月に教育委員会で策定されました「武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針」を基に作成しておりますので、資料3にその対照表を作成しておりますので、資料3で対比させながら説明をさせていただきたいと存じます。

資料3の1ページをお開きください。

左の欄が条例に基づきます「いじめ防止対策推進基本方針（案）」で、右の欄が教育委員会で策定しました「いじめ防止対策推進基本方針」でございます。

まずは、全体的なこととなりますが、右の欄の教育委員会の基本方針では、「1 基本方針策定の意義」から9ページでございます「6 武蔵村山市における取組」の6項目に分かれておりますが、左の条例に基づく基本方針（案）では、1ページにお戻りいただきたいのですが「はじめに」というリード文、2ページをお開きください。「第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方」、4ページをお開きください。「第2章 いじめ防止等のために市が実施する取組」、7ページをお開きください。「第3章 いじめ防止等のために学校が実施する取組」、そして、11ページとなりますが「第4章 重大事態の発生と調査」の4章建てに編成し直しておりますが、基本的な内容につきましては、教育委員会の基本方針を市の基本方針（案）として置き換えております。

では、1ページにお戻りいただきまして、教育委員会の基本方針との主な変更点等を説明いたします。

なお、変更点につきましては、ゴシック体で表示させていただいております。

まず1ページの7行目では、略称規程を設けたことによりまして「武蔵村山市」を「市」としました。また「市教委」を「教育委員会」に変更しております。

続きまして、2ページをお開きください。「第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方」でございます。こちらの変更点につきましては、先程と同様に略称規定となりますので、説明は省略させていただきます。

続きまして、4ページをお開きください。「第2章 いじめ防止等のために市が実施する取組」でございます。条例では、第10条から第12条にかけ、調査委員会等の設置を規定しましたので、「市が実施する取組」といたしまして、基本方針（案）に改めて規定させていただければと存じます。

なお、前回までの総合教育会議で説明申しあげたとおり、「市」とは、武蔵村山市を指しまして、市長部局や教育委員会などを始めとする全ての行政委員会のこととなります。「武蔵村山市」が「市」という表現になっております。

第2章の内容につきましては、条例とほぼ同様となり、調査委員会等の設置についての内容となりますので、内容の方は申し訳ございませんが、説明は省略させていただきます。

続きまして、5ページを御覧ください。教育委員会の基本方針で規定しておりました、「6 武蔵村山市における取組」については、この章で規定することとしました。参考といたしましては、教育委員会の基本方針では、9ページになります右下半分以降が教育委員会

の基本方針の元々の条文になります。

続きまして、7ページをお開きください。「第3章 いじめ防止等のために学校が実施する取組」でございます。まず「1 学校いじめ防止基本方針の策定」でございますが、略称規程を設けたことにより名称を変更しております。

8ページをお開きください。「5 早期対応」の5項目めでございますが、先ほどの内容と同様になりますのでこちらにつきましても説明を省略させていただきます。

下の9ページを御覧ください。こちらも同様の略称規定となります。

次に、このページの右の欄の教育委員会の基本方針の「6 武蔵村山市における取組」を御覧ください。こちらは、教育委員会と学校が行う実際の取組でございますので、左の欄の条例規定に基づく基本方針（案）では、先ほども説明いたしましたが、第2章に移動しております。

最後に、11ページから12ページにかけてでございます。「第4章 重大事態の発生と調査」でございます。「第2章 いじめ防止等のために市が実施する取組」、つまり、調査委員会などの設置規程でございますが、この追加と同様に「重大事態」につきまして、改めて盛り込んだものでございます。

内容につきましては、条例策定時と同様に、国の法律や都の条例、基本方針などを基にしたものとなっております。

第4章の内容としては、重大事態の発生と調査について規定しております。重大事態の定義や報告、調査の趣旨やその主体、組織、目的及び報告について規定しております。3の調査の趣旨と主体にも規定してございますが、この調査は重大事態に対処し、合わせて再発防止のために調査を行うものでございます。

12ページをお開きください。5の調査目的にも、同様の文言を規定し、学校と市が全体としていじめ防止対策、再発防止に取り組む姿勢を示しております。なお、いじめ問題調査委員会が設置された場合には、市長は議会へ報告することとなっております。

以上のように、右の欄の教育委員会の基本方針を左の欄の市の基本方針（案）で包括する形となりますので、文書情報課との協議によりますが、教育委員会の基本方針につきましては廃止する方向で調整をしたいと考えております。

最後に、この基本方針（案）は、本日御審議いただいた後、法制執務を所管する文書情報課の審査を経まして、市長の決裁を受け正式に決定する予定でございます。

説明は以上でございます。

○藤野市長 はい、ただいま説明がありましたが、皆様の御意見がございましたら、お願いいたします。

○藤野市長 はい、杉原委員。

○杉原委員 はい。具体的に市の方でこのいじめ防止推進基本方針というのを打ち出すということは、素晴らしいことだと思います。ともすると学校では熱心な先生ほど抱え込んだり、他の先生に迷惑をかけたくないということで、組織的な対応がなかなかできないという状況にあります。そういう点で基本方針を見ていると、早期発見からそれから重大な問題がもし起きた場合と段階を踏んだ、大変わかりやすくまとめられていて素晴らしい。

1 ページなんですけどもいじめ防止対策推進法カッコ書きと書いてあるんですけども、本市の場合、この前市議会にも提出されてしっかりとして条例と認められていたということなので、この「基づき」の前に「武蔵村山市いじめ防止対策推進条例第9条」と入れた方がよろしいのではないかと。国の上層部が言ったとしても市が主体的にやっているということを入れた方がいいかなと思います。以上です。

○藤野市長 ありがとうございます。それに対して企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 はい。市長。御意見ありがとうございます。本日のこの案につきましては先程も申し上げましたが、文書情報課という法制執務、法律であるとか条例であるとかの文言が合っているとか合っていないとか、これが足りないのではないというのを直接見る所管の課がでございます。こちらの方と相談して、今御意見をいただいたものを盛り込む、盛り込まないを含めまして調整させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○藤野市長 他にございますか。比留間委員。

○比留間委員 ちょっとお願いというか、なろうかと思いますが、こういった形で条例の施行とか基本方針（案）の作成などいじめ防止に関する仕組みといったものが整備、着々と進められていると思うのですが、そういった中で私常々思っているところが、教育の根本というのは家庭にあるのかなという思いもございます。そういった意味では、児童・生徒を持つ家庭にもより多くこういったものを目にさせていただく機会を増やすためにも、何か市の方でも例えば配布物であったり、ホームページといったものでアピールする場を多く作っていただけるとよろしいのかなと思っております。

○藤野市長 はい、わかりました。それについて、教育総務課長。

○井上教育総務課長 はい。御意見ありがとうございます。私どもといたしましても作って終わりではなくて、それが保護者始め地域の皆様、もちろん学校にも浸透していかなくてはならないものであるというところを認識しています。今委員の方から御意見をいただきました

ホームページを始め教育むさしむらやまというような広報紙を教育委員会でも持っておりますので、紙面の都合もございますが調整した中でそういう媒体を使って周知を図っていただけたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○藤野市長 はい。よろしいですか、ありがとうございます。他にございますか。杉原委員。

○杉原委員 8ページなんですけれども、確かに武蔵村山市の教育委員会にも書いてあったんですが、8ページの右の下から4行目なんです、「いじめを見ていた児童・生徒に対して、自分の問題として捉えさせる指導をする。」という教師の立場が書いてあるのですが、もうここはすっきり「いじめを見ていた児童・生徒が自分の問題として捉えられる指導をする。」というふうに子ども達を主語にしたほうが分かりやすいかなと思いましたが、これは感想です。皆様の御意見を聞いてということで、以上です。

○藤野市長 感想ということでございますけども、よろしいですか。

○鈴木企画政策課長 はい、市長。

○藤野市長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 はい。御意見ありがとうございます。教育委員会の事務局の方と打合せをしながら、そちらの方を修正すべきなのかを含めまして調整させていただきたいと思っております。以上でございます。

○藤野市長 ありがとうございます。ほかよろしいですか。

(発言する者なし)

○藤野市長 御意見がないようでございます。武蔵村山市いじめ防止対策推進基本方針（案）につきまして、御意見をいただき、ありがとうございます。本日の御意見を踏まえまして、基本方針の策定を進めてまいります。

◎報告 2019年ホストタウン交流事業について

○藤野市長 次に、「報告」といたしまして、「2019年ホストタウン交流事業について」、説明をお願いします。

○鈴木企画政策課長 はい、市長。

○藤野市長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 はい、それでは、「2019年ホストタウン交流事業について」、御説明いたします。資料4を御覧ください。モンゴル国のホストタウンといたしまして、昨年度は、モンゴル国の小学生を招待し、村山っ子相撲などの交流事業を行いました。本年度は、7月31日（水）から8月4日（日）までの4泊5日の日程で中学生10人程度と随行者5

名程度でモンゴル国ウランバートル市ハンオール区を中心に訪問し、両国の交流を図ってまいりたいと思っております。先週となりますが、市立中学校、5校に依頼しまして、全中学生にチラシを配布させていただいております。5月8日（水）を応募期限とし、一次審査、二次審査を経まして、6月上旬には参加者を決定したいと考えております。

なお、帰国後は、報告会も検討しており、本市の国際理解の推進の一助になればと考えております。

2019年ホストタウン交流事業については以上でございます。

○藤野市長 ただいま説明がありましたが、皆様の御意見をお願いします。何かございませんか。はい、どうぞ。

○杉原委員 公募、広く子ども達全員が申し込めるのはいいと思うのですが、最終的にはどんなふうにして決まっていくのか。学校で代表として出すのか、それとも市の当局の方で選ばれるのか。その辺りまだでしょうか。

○鈴木企画政策課長 はい、市長。

○藤野市長 はい、企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 はい、まずチラシにつきましては、先程も申し上げましたとおり全中学生に、チラシについてはお配りしています。学校の方には募集要項と一緒に作文を書かなくてはいけない形になっておりますので、そちらの方も各校50部程度用意しましてお渡ししております。それを学校で集めていただいて審査をさせていただいて、作文も読ませさせていただいた中で決めたいと考えております。ただ、本市の子ども達を公式に外国に送り込むのは初めての事業なので、どのような形でなるか分かりませんし、人数もどの程度来るのか分かりませんので、事務局としてはすごく不安なところでございます。先日一中から1人行きたいとの電話がございましたが、ゴールデンウィーク明けになると思いますがどの程度の参加になるか分かりませんが、いずれにしても、学校の方でこの子、この子というような形で決めるということにはございませんので、厳正に審査させていただいて一緒にモンゴルの方に訪問したいと思っております。以上でございます。

○高尾企画財務部長 はい、市長。

○藤野市長 企画財務部長。

○高尾企画財務部長 企画財務部の方で最終的に面接をさせていただいて、市の方で選定します。

○藤野市長 2万円でホテル代、観光地の交通機関とか食事代とか全部出してくれるのか。2万円出せばいいのか。

○鈴木企画政策課長 はい、市長。

○藤野市長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 昨年市長と御一緒にウランバートル市のハンオール区を訪問させていただき、市長と相手の区長と覚書をホストタウン交流事業として結んでまいりました。我々がモンゴルに行った場合には、現地での費用はハンオール区役所が負担することになっております。逆に昨年の子ども達については、本市の方が費用負担しております。この2万円と申しますのは、基本的に成田まで行く交通費と成田からの航空機のチケット代が十数万になりますが、それと保険を掛けたいと思っておりますので、そういったもののうちから2万円を御負担していただきたいなと思っております。基本的には成田までのバス代であるとか保険代でほぼ2万円に近い状態になるかと思っております。その部分だけでも御負担いただければという2万円でございます。後は現地に行きまして基本的にはハンオール区次第というところではありますが、例えばお土産代といったものについては、御本人の負担となります。あとはパスポートを持っていなければ、パスポートは取得いただこうと思っておりますので、基本的な部分については、現地にいるときにはお金はさほど掛からないのではないかと考えております。以上でございます。

○藤野市長 これには、教育委員は随行で行かないのか。随行はどういう人を考えているのか。

○鈴木企画政策課長 はい、市長。

○藤野市長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 まず私と勝山指導担当参事の方はそれぞれの責任者として伺おうと思っております。また子ども達が行くということなので我々としても不安がございますので、学校の修学旅行のように養護教諭という訳にはいきませんので、本市の方の健康推進課の保健師を連れて行きたいと思っております。それ以外の者につきましては担当者の方を考えておりますが、教育委員さんということは今現在考えていないところでございます。

○藤野市長 大人は何人くらい行くのか。

○鈴木企画政策課長 はい、市長。

○藤野市長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 大人は、今回子ども達10人を想定しておりますので、何かあったらいいので5名程度はと思っております。また7月31日からの4泊5日ですが、初めて海外に公式に送り出しますので、勝山指導担当参事と私の方で保健師を連れて来月に実際には行ってきたいと思っております。なるべく危険と申しますか、色々な例えば細かいことですがトイレの問題とかを見てきた上で、参加となる10人、保護者に対してこういう状況で

すよと説明させていただければと思っております。以上でございます。

○藤野市長 行けば素晴らしいですよ。大草原で素晴らしいですよ。私も2回行きましたが。中学生だからホームシックにかかる心配はないかな。小学生ではないから。どうなんですかね。これは、直行便なんですか。

○鈴木企画政策課長 はい、市長。

○藤野市長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 はい、成田からの直行便で考えております。

○杉原委員 はい。

○藤野市長 杉原委員。

○杉原委員 直行だと何時間で行けるんですか。

○鈴木企画政策課長 はい、市長。

○藤野市長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 行きは5時間半程度です、帰りは偏西風もありますのでもうちょっと早いです。

○藤野市長 他に何かありますか。

○比留間委員 はい。

○藤野市長 比留間委員。

○比留間委員 問合せはまだ1名ですか。

○鈴木企画政策課長 はい、市長。

○藤野市長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 はい、そうです。先週の金曜日の交換便に入れさせていただきましたので。

○藤野市長 よろしいですか。

(発言する者なし)

◎その他

○藤野市長 その他でございますけれども、何かございますか。

(発言する者なし)

○藤野市長 よろしいですか。

事務局から何かございますか。

○鈴木企画政策課長 市長。

○藤野市長 企画政策課長。

○鈴木企画政策課長 事務局からは特にございません。

○藤野市長 この機会ですので、委員の皆様から何かございますか。

(発言する者なし)

◎閉会の辞

○藤野市長 ないようでございますので、これもちまして平成31年度第1回総合教育会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。

午後 2時1分閉会